

○国土交通省告示第八百九号

新千歳空港の施設に変更を加えたいので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第三十八条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年七月九日

国土交通大臣 石井 啓一

- 一 設置者の氏名及び住所 国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
 - 二 空港の名称及び位置 新千歳空港 北海道千歳市
 - 三 変更しようとする事項（変更前の事項については、平成三十年国土交通省告示第二百七十号、平成三十年国土交通省告示第五百四十六号を参照）
 - イ 空港の範囲 別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分
 - ロ 空港の総面積 七百四十九万三千二百六十六平方メートル
 - ハ 誘導路
 - 延長 一万六千六百四十六メートル
 - 四 変更しようとする事項に係る施設の供用開始の予定期日 平成三十八年三月三十一日
- （注）空港の範囲を示す詳細図を東京航空局新千歳空港事務所において縦覧に供する。

別図 新千歳空港

